

平成20年度滑川市人事行政の運営等の状況の公表について

平成20年9月30日
滑川市総務課

滑川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滑川市条例第1号）第6条の規定に基づき、平成19年度における滑川市人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

●ポイント

1. 職員数

平成20年4月1日で、250人（平成19年度比3人減）。住民人口に対する職員数は、県内10市の中でも最も少ないものとなっていますが、引き続き、定員管理の適正化に努めます。

2. 給与

一般行政職の平均給料月額、330,700円（平均年齢43.3歳）で、給与水準（ラスパイレス指数）は、類似団体平均や全国市平均と比べて低いものとなっていますが、引き続き、給与の適正化に努めます。

3. 手当

手当の種類は、必要最低限のものとなっており、他の自治体と比べ特殊なものは支給していません。なお、特殊勤務手当については、著しく危険な勤務など本来の趣旨に合致した手当内容となっていると考えておりますが、引き続き、その見直し及び適正化に努めます。

4. 研修・勤務評定

計画的な職員研修や勤務評定の実施等により、職員の資質向上等に努めています。

5. 福利厚生

福利厚生は、他の自治体と比べ特殊なものはないと考えていますが、引き続き、見直し及び適正化に努めます。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況（平成20年度）

競争試験により、次の職員を採用しました。（単位：人）

一般行政	保健師	学芸員	消防士	採用計
6(3)	3(3)	1(-)	2(-)	12(6)

注) ()内は、女性数であり、内書きです。

(2) 職位別任用状況

課長補佐相当以上の職の平成19年度中における昇任者数の内訳は次の表のとおりです。

(単位：人)

	部・次長相当	課長相当	課長補佐相当	計
昇任	5(-)	5(1)	6(3)	16(4)

(注) ()内は、女性数であり、内書きです。

(3) 職員の退職・再就職の状況

平成19年度における職員の退職及び再就職の状況は次の表のとおりです。(単位：人)

定年退職	勸奨退職	自己都合退職	その他(死亡、免職、失職)	退職計	再就職者
12 (2)	— (—)	1 (1)	2 (1)	15 (4)	3 (1)

(注) 1. 「再就職者」とは、退職後に当市、外郭団体、出資法人などに再就職した者をいいます。
2. ()内は、女性数であり、内書きです。

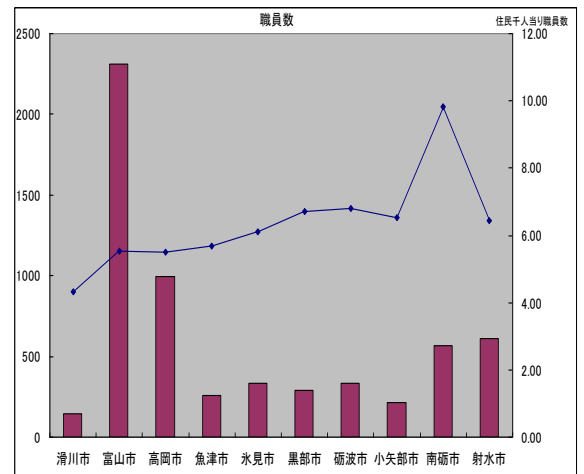
(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由(総務省：定員管理調査) (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成19年	平成20年		
一般行政部門	議会	4	4	0	
	総務	46	46	0	
	税務	14	14	0	
	民生	35	35	0	
	衛生	10	11	1	業務拡大
	農林水産	12	12	0	
	商工	6	4	△2	業務完了
	土木	23	21	△2	業務縮小
	小計	150	147	△3	
特別行政部門	教育	35	33	△2	業務の民間委託等
	消防	34	34	0	
	小計	69	67	△2	
公営企業等会計部門	水道	7	7	0	
	下水道	9	7	△2	機構改革、業務縮小
	その他	18	22	4	新規業務、業務拡大
	小計	34	36	2	
合計		253	250	△3	

(注) 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

参考：県内の他市と比較した職員数(一般行政部門)(平成20年4月1日現在)

	職員数	住民基本台帳人口	住民千人当たり職員数
	人	人	人
滑川市	147	33,900	4.34
富山市	2,310	417,282	5.54
高岡市	993	180,121	5.51
魚津市	261	45,925	5.68
氷見市	334	54,723	6.10
黒部市	288	43,012	6.70
砺波市	336	49,441	6.80
小矢部市	216	33,070	6.53
南砺市	565	57,452	9.83
射水市	610	94,929	6.43



(注) 教育委員会、消防等の特別行政及び水道等の公営企業等の職員は除きます。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費比率 (B/A)	参考 18年度人 件費比率
19年度	H20.3.31 33,900人	千円 12,737,996	千円 602,048	千円 1,957,347	% 15.4	% 16.3

- (注) 1. 普通会計とは、水道局(企業会計)等を除く市事業全般を行うための会計をいいます。
2. 人件費には、一般職員に支給される給与のほか、退職手当組合負担金・共済費及び市長・議員等の特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算) (単位：千円)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 (B/A)	その他 職員手当	共済費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B			
20年度	212人	828,365	115,024	337,759	1,281,148	6,043	238,856	217,493

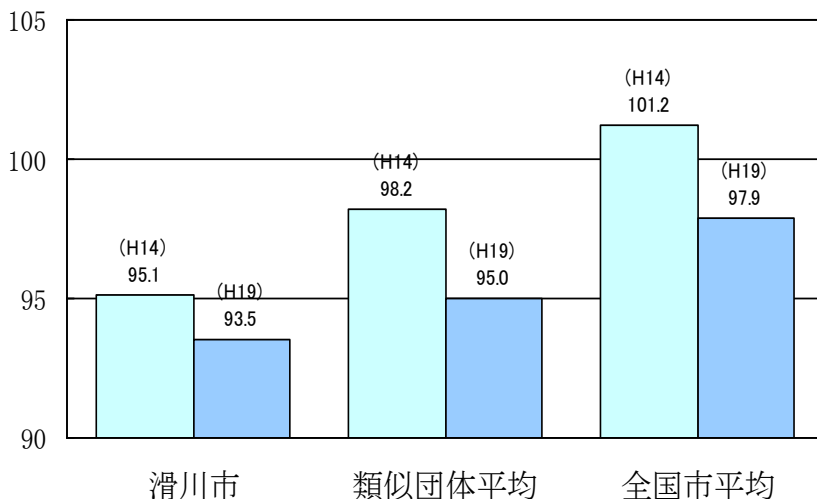
- (注) その他の職員手当には、退職手当組合負担金及び職務の特殊性により特定の職員に支給される手当(特殊勤務手当、夜勤手当等)を計上しています。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
滑川市	330,700円	372,975円	43.3歳	287,000円	304,467円	51.8歳
国	325,724円		40.7歳	287,094円		48.8歳
富山県	345,100円	417,600円	43.5歳	352,900円	396,200円	50.1歳

- (注) 平均給与月額とは、平均給料月額に扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当などの諸手当を加えたものです。

参考：ラスパイレス指数の状況



※ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものです。

(4) 職員の初任給の状況

(平成20年4月1日現在)

区分		滑川市		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	172,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円
技能労務職	大学卒				
	高校卒	121,600～ 172,500円	128,400～ 182,400円		

※経過措置として、平成22年3月31日までの間は、毎年度の昇給を1号抑制することとしています。

(5) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況

(平成20年4月1日現在)

区分		経験年数		
		10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	264,200円	313,800円	370,300円
	高校卒	228,200円	271,300円	306,400円
技能労務職	大学卒	該当なし	274,400円	該当なし
	高校卒	249,000円	該当なし	242,000円

(注) 経験年数は、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合の、採用後の年数をいいます。

(6) 一般行政職の等級別職員数の状況 (総務省：給与実態調査)

(平成20年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計	
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任	副主幹主査	課長補佐	参事課長主幹	部長理事次長		
職員数	22人	19人	24人	23人	14人	28人	11人	141人	
構成比	15.6%	13.5%	17.0%	16.3%	9.9%	19.9%	7.8%	100%	
参考	1年前の構成比	16.7%	13.2%	15.3%	18.1%	11.1%	19.4%	6.2%	100%
	5年前の構成比	15.8%	8.6%	20.4%	25.0%	5.9%	21.0%	3.3%	100%

- (注) 1. 市の職員の給与に関する条例に基づく給料表の等級区分による職員数です。
 2. 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名です。
 3. 5年前は9級制を採用していたため、構成比は現在の等級区分(7級制)に置き換えて比較しています。

(7) 職員手当の状況

区分	滑川市		国	
期末手当 勤勉手当	(20年度支給)		(20年度支給)	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	6月期 1.40月分	0.75月分	6月期 1.40月分	0.75月分
	12月期 1.60月分	0.75月分	12月期 1.60月分	0.75月分
	計 3.00月分	1.50月分	計 3.00月分	1.50月分
	職制上の段階、職務の等級による加算措置有り		職制上の段階、職務の等級による加算措置有り	

退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.50 月分	30.55 月分
	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.50 月分	41.34 月分
	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分

特殊勤務手当 平成 19 年度	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		18.6%
	支給職員 1 人当たり平均支給年額		28,317 円
	手当の種類 (手当数)		6
	手当の名称	市税等賦課徴収事務 救急傷病者搬送業務 深夜消防業務 感染症防疫業務 行旅病死人の取扱業務 用地交渉業務	

※ 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に支給する手当です。

時間外手当	18 年度	支給総額	47,240 千円
		職員 1 人当たり支給年額	223,886 円
	19 年度	支給総額	43,078 千円
		職員 1 人当たり支給年額	208,104 円

(平成 20 年 4 月 1 日現在)

区 分	内 容	
扶養手当	配偶者	13,000 円/月
	扶養親族	6,500 円/月・人
	〃 (配偶者なしの場合の 1 人目)	11,000 円/月
	〃 (満 16 歳から 22 歳までの子)	加算 5,000 円/月・人
住居手当	借家等 (最高支給限度額)	~27,000 円/月
	持家居住者 (世帯主で取得後 5 年を経過していないもの)	2,500 円/月
通勤手当	交通機関利用者は運賃相当額 (支給最高限度額)	~55,000 円/月
	交通用具使用者は使用距離に応じ	2,600 円~ 35,000 円/月

(注) 扶養・住居手当は国と同じであり、通勤手当は県と同じです。

(8) 特別職の給料・報酬の状況

区 分		給料・報酬月額	区 分		平成 20 年度支給割合
給 料	市 長	921,000 円	期末手当	市 長	6 月期 1.60 月分 12 月期 1.75 月分 計 3.35 月分
	副市長	735,000 円		副市長	
報 酬	議 長	424,000 円		議 長	
	副議長	377,000 円		副議長	
	議 員	354,000 円		議 員	

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

平成 20 年 4 月 1 日現在の勤務時間は原則として次の表のとおりです。

勤務時間	8 : 30 ~ 17 : 30
休憩時間	12 : 00 ~ 13 : 00

※ 公務の運営上の事情により、特別な形態によって勤務する必要がある職員（保育所、各種施設等）は、上記以外の勤務時間の割振りによります。

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例、規則に基づき、年次有給休暇・病気休暇・特別休暇・介護休暇があり、それぞれの概要は次のとおりです。

年次有給休暇	労働基準法第 39 条の規定に従って与えられる、有給による休暇であり、1 年につき最高 20 日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高 40 日間となります。
病気休暇	勤労意欲があっても負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です（種類及び日数は次の表のとおり）。
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。

○特別休暇の種類及び日数

項 目	日 数
ア. 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
イ. 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
ウ. 骨髄移植のための骨髄液提供希望者として、親族以外の者に骨髄を提供する場合	必要とされる期間
エ. 自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合（例：地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した被災地又は被災者を救援する場合）	5 日の範囲内の期間
オ. 結婚した場合	7 日以内の期間
カ. 出産の場合	出産予定日 8 週間（多胎妊娠の場合には 14 週間）前から産後 8 週間を経過するまでの期間
キ. 生後 1 年に満たない乳児を育てる場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間
ク. 母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	定められた期間
ケ. 生理日に勤務することが著しく困難な場合	2 日以内の期間
コ. 配偶者の出産の場合	2 日以内の期間
サ. 小学校就学前の子を養育し、その子の看護する場合	5 日以内の期間

シ. 忌引	1日から10日までの期間
ス. 父母を追悼する場合	1日以内の期間
セ. 夏季休暇	7月から9月までの間で5日以内の期間
ソ. 地震等の災害により住宅が滅失し、又は損壊した場合で当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する7日以内の期間
タ. 地震等の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
チ. 地震等の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するためやむを得ないと認める場合	必要と認められる期間

(3) 休暇、休業制度の取得状況

平成19年1月1日から平成19年12月31日までの一般職員の年次有給休暇の平均取得日数は7.0日となっており、平成18年(7.1日)に比べ0.1日減少しました。

(4) 育児休業等の取得状況

平成19年度に育児休業を新規に取得した職員は、4人(女性4人、男性0人)であり、平成18年度に比べ取得者総数では1人増となっています。

また、平成19年度に育児休業をすることができることとなった職員に占める育児休業新規取得者の割合(取得率)は、女性100%、男性0%で、平成18年度においても女性の取得率は100%となっています。

なお、部分休業を新規に取得した職員及び継続中の職員はいません。

(単位：人)

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		部分休業	
		うち新規		うち新規
取得者合計	5	4	—	—
うち女性	5	4	—	—
男性	0	0	—	—

※ 育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

(5) 時間外勤務の状況

平成19年度における一般職員の月当たり平均時間外勤務時間は、7.8時間となっており、平成18年度(8.4時間)に比べて0.6時間減少しました。

なお、四半期ごとの時間外勤務の一人当たり月平均時間の状況は次の表のとおりです。

第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)	年間
9.0時間	7.3時間	6.3時間	8.4時間	7.8時間

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成 19 年度の分限処分はありません。

(単位：人)

事由 種類	勤務成績が良くない場合	心身の故障のため職務遂行に支障がある場合	その職に必要な適格性を欠く場合	廃職又は過員を生じた場合	計
降任	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
免職	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
休職	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
降給	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

(注) () 内は、平成 18 年度の人数を示します。

※ 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成 19 年度の懲戒処分はありません。

(単位：人)

戒告	減給	停職	免職	合計
— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

(注) () 内は、平成 18 年度の人数を示します。

※ 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる場合に行われる処分のことをいいます。

5 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第 30 条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第 32 条）、信用失墜行為の禁止（同法第 33 条）、秘密を守る義務（同法第 34 条）、職務に専念する義務（同法第 35 条）、政治的行為の制限（同法第 36 条）、争議行為等の禁止（同法第 37 条）、営利企業等の従事制限（同法第 38 条）など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第 35 条）。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命

権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成 19 年度における承認件数は 32 件（厚生事業等への参加）となっています。

(3) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています（地方公務員法第 38 条）。

平成 19 年度における許可はありません。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成 19 年度の職員の研修状況は次の表のとおりです。

研修名	延べ開講日数	修了者数
集合研修	136日	54人
年次別・階層別研修	104日	36人
新任職員研修	28日	4人
基礎課程研修	15日	5人
継続課程研修	6日	3人
新任係長研修	15日	5人
現任係長研修	15日	5人
新任所属長研修	6日	3人
新任主幹研修	8日	4人
現任課長研修	6日	2人
管理者研修	5日	5人
専門研修	23日	18人
創造性開発研修	2日	1人
政策法務研修	2日	1人
プレゼンテーション研修	2日	1人
ディベート研修	1日	1人
パソコン研修	13日	12人
その他研修	3日	2人
派遣研修	44日	9人
富山県	—	1人
市町村職員中央研修所	24日	3人
全国市町村国際文化研修所	20日	5人

(2) 職員の勤務成績の評定の概要等

勤務成績の評定は、非管理職員全員（221名）に対し、直属の課長等により、年1回実施しています。評定内容は、職務遂行能力等について実施しており、業務遂行や組織の活性化に活用しています。

（参考）

職員の資質向上については、平成 17 年度に策定した「人材育成基本方針」に基づき、「職員の資質向上と意識改革に関する行動計画」や「職員研修計画」により計画的に取り組んでいます。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 共済制度の状況

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は富山県市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その共済組合の事業を運営する費用は、組合員である職員の掛金と使用者である市の負担金によって賄われています。市の負担金の率は法定されており、平成19年度は235,460千円（普通会計）の負担金を支出しました。

(2) 福利厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理、元気回復等の福利厚生事業を実施しており、平成19年度の状況は次のとおりです。また、このほか職員のための任意の互助組織として「職員互助会」を組織し、職員の冠婚葬祭に際しての給付事業（職員の掛金で対応）を実施しています。

区分	主な項目	対象者等	
健康管理	定期健康診断	全職員	200名
福利事業	職員互助会への補助	福利増進事業(職員研修助成、職員クラブ助成等)	162名
その他厚生	永年勤続職員表彰 銀婚記念(保養所の利用助成) 温水プール利用助成 弔慰金	該当職員 該当職員 希望職員 該当職員	15名 7組 288件 2名
福利厚生事業に係る決算額		1,542千円	
	うち職員互助会に対する補助金額	600千円	

(3) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

公務災害又は通勤災害と認定された件数は次の表のとおりです。

（平成19年度）

認定件数	調査・審査結果	
	うち公務災害	うち通勤災害
件 2	件 2	件 -

8 勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求の状況は次の表のとおりです。

(平成 19 年度)

要求件数	調査・審査結果		
	取り下げ	打ち切り	勧告
件 0	件 —	件 —	件 —

9 不利益処分に関する不服申立ての状況

不利益処分に関する不服申立て状況は次の表のとおりです。

(平成 19 年度)

申立件数	調査・審査結果		
	審理済み	審理中	中断
件 0	件 —	件 —	件 —